

議案第90号

大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例案

大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第1（第17条関係） [表 別紙2 挿入]	別表第1（第17条関係） [表 別紙1 挿入]
別表第4（第17条関係） [表 別紙4 挿入]	別表第4（第17条関係） [表 別紙3 挿入]
別表第5（第17条関係） [表 別紙6 挿入]	別表第5（第17条関係） [表 別紙5 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第4の改正規定並びに次項及び附則第4項の規定は、同年5月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の大阪市港湾施設条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第4の規定は、令和6年5月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 改正後の条例別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 次の表の第3欄に掲げる期間における改正後の条例別表第4の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、同表の第3欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

改正後の条例別表第4 集会その他これに類するものの項	1,190円	令和6年5月1日から令和7年3月31日まで	960円
----------------------------	--------	-----------------------	------

		令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	1,050円
		令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	1,150円
	2,380円	令和6年5月1日から令和7年3月31日まで	1,930円
		令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	2,120円
		令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	2,330円

[別表第1 別紙1]

[同左]	
船客上屋	1 一般使用料
	1 平方メートルまでごとに 1日
	(1) 事務所又は待合所として使用する場合
	1 級 <u>56円58銭</u>
	2 級 <u>46円98銭</u>
	(2) 集会、展示会その他これらに類する催しのために使用する場合
	1 級 <u>113円</u>
	2 級 <u>87円</u>
2 専用使用料	
1 平方メートルまでごとに 1月	
1 級 <u>1,696円</u>	
2 級 <u>1,418円</u>	
[同左]	

[備考 同左]

[別表第1 別紙2]

[略]	
船客上屋	1 一般使用料
	1 平方メートルまでごとに 1日
	(1) 事務所又は待合所として使用する場合
	1 級 <u>75円89銭</u>
	2 級 <u>56円58銭</u>
	(2) 集会、展示会その他これらに類する催しのために使用する場合
	1 級 <u>152円</u>
	2 級 <u>113円</u>
2 専用使用料	
1 平方メートルまでごとに 1月	
1 級 <u>2,308円</u>	
2 級 <u>1,696円</u>	
[略]	

[備考 略]

[別表第4 別紙3]

種別		単位	期間	使用料
集会その他 これに類す るもの	入場料その他これに類する料金を 徴収しない場合	100平方メー トル	3時間	<u>880円</u>
	入場料その他これに類する料金を 徴収する場合			<u>1,760円</u>
ロケーションのための占用		1回	2時間	<u>10,560円</u>
[同左]				

[別表第4 別紙4]

種別		単位	期間	使用料
集会その他 これに類す るもの	入場料その他これに類する料金を 徴収しない場合	100平方メー トル	3時間	<u>1,190円</u>
	入場料その他これに類する料金を 徴収する場合			<u>2,380円</u>
ロケーションのための占用		1回	2時間	<u>10,870円</u>
[略]				

[別表第5 別紙5]

臨港道路及 び橋梁 ^{りょう}	1 電柱並びにその支柱及び支線柱	
	第1種電柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	<u>4,600円</u>
	第2種電柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	<u>7,000円</u>
	第3種電柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	<u>9,500円</u>
	2 電話柱並びにその支柱及び支線柱	
	第1種電話柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	<u>4,100円</u>
	第2種電話柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	<u>6,500円</u>
	第3種電話柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	<u>9,000円</u>
	3 前2号に掲げるもの以外の柱類	
	1本につき 1年	<u>180円</u>
	4 変圧塔、送電塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	
1個につき 1年	<u>8,200円</u>	
[5 同左]		
6 変圧器		
路上に設けられるもの		
1個につき 1年	<u>4,000円</u>	
地下に設けられるもの		
1平方メートルまでごとに 1年	<u>2,400円</u>	
7 郵便差出箱及び信書便差出箱		
1個につき 1年	<u>3,400円</u>	
8 広告塔その他これに類するもの		
1平方メートルまでごとに 1年	<u>3,600円</u>	
9 ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの		
外径が0.07メートル未満のもの		

	1メートルまでごとに 1年	<u>170円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>240円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>370円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>490円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>730円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>980円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>1,700円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>2,400円</u>
	外径が1メートル以上のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>4,900円</u>
10	マンホール、洞道その他これらに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>2,400円</u>
11	鉄道、軌道その他これらに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>3,600円</u>
[12	同左]	
13	上空の通路その他これに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>5,000円</u>
14	地下の通路その他これに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>3,000円</u>
15	看板	
	[同左]	
	その他のもの	
	表示面積1平方メートルまでごとに 1年	<u>9,900円</u>
16	標識	

	1本につき 1年	<u>6,500円</u>
17	太陽光発電設備及び風力発電設備	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>3,600円</u>
18	工事用板囲、工事用材料	
	1平方メートルまでごとに 1月	<u>990円</u>
[19	同左]	
[同左]		
臨港緑地	1 電柱並びにその支柱及び支線柱その他これらに類するもの	
	1本につき 1年	<u>4,600円</u>
	2 電話柱並びにその支柱及び支線柱その他これらに類するもの	
	1本につき 1年	<u>4,600円</u>
	3 変圧塔、送電塔その他これらに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>8,200円</u>
	4 公衆電話所	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>8,200円</u>
	5 線類による占用	
	1メートルまでごとに 1年	<u>980円</u>
	6 変圧器	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>8,200円</u>
	7 郵便差出箱及び信書便差出箱	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>8,200円</u>
	8 ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの	
	外径が0.4メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>980円</u>
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>2,400円</u>
	外径が1メートル以上のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>4,900円</u>
	9 通路その他これに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>1,360円</u>
	10 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の	

	工事用材料の置場	
	1 平方メートルまでごとに 1 月	<u>2,200円</u>

[備考 同左]

[別表第5 別紙6]

臨港道路及 び橋梁 ^{りょう}	1 電柱並びにその支柱及び支線柱	
	第1種電柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	<u>5,200円</u>
	第2種電柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	<u>8,000円</u>
	第3種電柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	<u>10,800円</u>
	2 電話柱並びにその支柱及び支線柱	
	第1種電話柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	<u>4,600円</u>
	第2種電話柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	<u>7,400円</u>
	第3種電話柱並びにその支柱及び支線柱	
	1本につき 1年	<u>10,200円</u>
	3 前2号に掲げるもの以外の柱類	
	1本につき 1年	<u>210円</u>
	4 変圧塔、送電塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	
	1個につき 1年	<u>9,300円</u>
	[5 略]	
6 変圧器		
路上に設けられるもの		
1個につき 1年	<u>4,600円</u>	
地下に設けられるもの		
1平方メートルまでごとに 1年	<u>2,800円</u>	
7 郵便差出箱及び信書便差出箱		
1個につき 1年	<u>3,900円</u>	
8 広告塔その他これに類するもの		
1平方メートルまでごとに 1年	<u>4,100円</u>	
9 ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの		
外径が0.07メートル未満のもの		

	1メートルまでごとに 1年	<u>200円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>280円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>420円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>560円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>840円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>1,120円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>2,000円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>2,800円</u>
	外径が1メートル以上のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>5,600円</u>
10	マンホール、洞道その他これらに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>2,800円</u>
11	鉄道、軌道その他これらに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>4,100円</u>
	[12 略]	
13	上空の通路その他これに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>6,400円</u>
14	地下の通路その他これに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>3,800円</u>
15	看板	
	[略]	
	その他のもの	
	表示面積1平方メートルまでごとに 1年	<u>12,800円</u>
16	標識	

	1本につき 1年	<u>7,400円</u>
17	太陽光発電設備及び風力発電設備	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>4,100円</u>
18	工事用板囲、工事用材料	
	1平方メートルまでごとに 1月	<u>1,280円</u>
[19	略]	
[略]		
臨港緑地	1 電柱並びにその支柱及び支線柱その他これらに類するもの	
	1本につき 1年	<u>5,200円</u>
	2 電話柱並びにその支柱及び支線柱その他これらに類するもの	
	1本につき 1年	<u>5,200円</u>
	3 変圧塔、送電塔その他これらに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>9,300円</u>
	4 公衆電話所	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>9,300円</u>
	5 線類による占用	
	1メートルまでごとに 1年	<u>1,120円</u>
	6 変圧器	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>9,300円</u>
	7 郵便差出箱及び信書便差出箱	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>9,300円</u>
	8 ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの	
	外径が0.4メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>1,120円</u>
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>2,800円</u>
	外径が1メートル以上のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>5,600円</u>
	9 通路その他これに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>1,490円</u>
	10 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の	

	工事中用材料の置場 1 平方メートルまでごとに 1 月	<u>2,900円</u>
--	--------------------------------	---------------

[備考 略]

令和6年2月22日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

船客上屋の使用の許可及び臨港緑地等における行為の許可に係る使用料並びに臨港道路等の占用に係る占用料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。